

# 資料1

## 新型インフルエンザ対策ガイドライン (フェーズ4以降) (案)

### (案) 新型インフルエンザ対策ガイドライン (フェーズ4以降)

新型インフルエンザ専門家会議

平成19年3月14日版

### 目次

新型インフルエンザに関する検疫ガイドライン (案)	P. 1
新型インフルエンザ対策 (フェーズ4以降) における サーベイランスガイドライン (案)	P. 25
新型インフルエンザ積極的疫学調査ガイドライン (案) パンデミックフェーズ4～6	P. 45
新型インフルエンザ発生初期における 早期対応戦略ガイドライン (案)	P. 77
医療体制に関するガイドライン (案)	P. 99
医療施設等における感染対策ガイドライン (案)	P. 113
医療機関における診断のための検査ガイドライン (案)	P. 135
新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン (案)	P. 143
抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン (案)	P. 155
事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン (案)	P. 163
個人および一般家庭・コミュニティ・市町村における 感染対策に関するガイドライン (案)	P. 173
情報提供・共有 (リスク・コミュニケーション) に関するガイドライン (案)	P. 185
埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン (案)	P. 199

## 新型インフルエンザに関する検疫ガイドライン（案）

（案）

### 新型インフルエンザに関する検疫ガイドライン

新型インフルエンザ専門家会議

平成 19 年 3 月 14 日版

#### I はじめに

##### 1 目的

本ガイドラインは、「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「行動計画」という。）のうち、「予防と封じ込め」対策を具体化するものとして作成したものである。フェーズ4A以降5Aまでにおいて、新型インフルエンザの罹患の有無の確認等をはじめとする検疫業務の強化等により、水際においてできる限りの侵入防止を図ることを目的とする。

本ガイドラインに示された措置については、フェーズ4Aに移行した時点において、想定される感染性及び病原性等を評価した上で、世界保健機関の対応等、国際的な対応状況を勘案しながらガイドラインに示された措置の中から必要な措置を選択し、実施するものとする。

なお、フェーズ5B以降においては、検疫における水際対策及び早期対応戦略から、他の対策へ重点が移行するため、入国時の検疫対応等の縮小について検討するものとする。

##### 2 実施時期

本ガイドラインは、WHOの宣言に基づき、フェーズ4(ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている)となり、新型インフルエンザが検疫法(昭和26年法律第201号)(以下「法」という。)第34条の規定に基づき検疫感染症に指定された場合に、速やかに実施するものとするが、ヒト-ヒト感染の発生が確認されたが、WHOのフェーズ4宣言が行われず、しかしながらフェーズ4と同様の国内対策を実施する必要がある場合にはにおいても本ガイドラインを適用する。

##### 3 本ガイドラインの見直し等

本ガイドラインに記述されている対策等については、新型インフルエンザが法第34条の規定に基づき検疫感染症に指定された際に、行動計画の「予防と封じ込め」の項に記述されている感染性及び病原性、また、臨床症状\*、疫学情報等に基づき、本ガイドラインの目的を達成するため、現時点で最も効果的な対策であるとの見地から記述している。

従って、今後、新型インフルエンザ等に関する医学・科学的知見、検査技術の進展等に応じて、適宜、必要な修正・追加等を行い、ガイドライン等に反映させていくものとする。

\* 一般的にインフルエンザは、発熱や呼吸器症状を伴うが、新型インフルエンザの症

例定義はヒト-ヒト感染発症時に改めて定義する。

また、新型インフルエンザが確認された時点で、そのウイルスの遺伝的情報も明らかとなると考えられることから、PCR検査による診断は可能という前提をおいている。

なお、検査の実施手順(検体採取、検査方法等)については、別途定めることとする。

## II 基本的事項

### 1 発生地域に係る出入国の制限

基本的な考え方として、フェーズの進展(あるいは、ウイルスの感染性又は病原性等の変異)に応じて、帰国者への検疫対応の質と量を確保するため、

- (1) WHOにより、渡航自粛等の指定がなされた地域への渡航について、外務省はその危険性の程度や状況に応じ、感染症危険情報の発出を速やかに検討する。
- (2) 新型インフルエンザ発生国・地域に滞在している邦人に対し、感染症危険情報を発出して退避を含めた安全対策について検討を呼びかける。また、退避を呼びかける場合には、関連情報を関係機関に対し提供する。
- (3) 発生地域の感染拡大の状況に応じ、発生地域から来航又は発航する船舶(特に客船・フェリー)及び航空機を制限するため、厚生労働省は、国土交通省を通じて航空会社等に対し、チャーター便等検疫飛行場以外への到着便について運航自粛を要請し、危険度に応じて、順次、国際定期便等の運行自粛の拡大強化を検討する。
- (4) 発生地域から来航する船舶・航空機については、検疫法第14条第2項の規定により、厚生労働省は感染の拡散防止等公衆衛生上の観点から、その状況に応じて、事前に国内検疫実施場所を指定(空港については成田及び関西、中部、福岡空港等、貨物専用機については検疫飛行場においても対応。客船については横浜港、神戸港、関門港等、その他貨物船等は検疫港において対応)の上、集約化を図ることを検討する。

上記対応を主体として、その状況等に応じ、集約方法やその時期等については、別途厚生労働省において、関係省庁及び自治体等との協議に基づき検討することとする。

検疫所業務管理室は、集約された場合の対応について、全国の検疫所からの応援態勢の確保について、事前に集約の方法に応じ、応援者の特定及びその業務内容、宿泊施設の確保等具体的に検討しておくものとする。また、要請があった場合に備え、省内外関係部局においては、医療チームの編成等について、他の医療機関等からの応援による人員の確保に努めることとする。

- (5) 発生地域から来航する船舶・航空機が、日米地位協定に基づき、在日米軍施設・区域から我が国に入国する場合に備え、国は米国に対し、引き続き日米間で連携し、感染拡大防止のために在日米軍施設・区域内で適切な検疫措置が講じられるよう要請する。
- (6) 新型インフルエンザ対策としての適切な検疫対応を実施する上で、国民一人一人

の自覚と積極的な協力が必要不可欠であることから、関係省庁及び関係各機関の、連携・協力をもって情報の共有を図り、広く国民の協力と理解を得るよう努めることとする。

### 2 検疫所における対応

世界各国の発生・流行状況を適切に把握しつつ、新型インフルエンザの発生・流行地域からの入国者については、検疫前の通報(法第6条)、健康状態質問票(以下、「質問票」という。別紙1。別紙2と両面刷り)、医師の診察(法第13条)を踏まえ、新型インフルエンザ疑い患者、濃厚接触者\*\*及び同乗者を、①法第16条の規定に基づく停留、法第15条の規定に基づく隔離、②法第18条の規定に基づく健康監視、居住地の自治体への通報により対応する。

これらを実施するために、検疫所長は、危機管理に迅速に対応すべく、初動の防疫体制を日頃から構築しておく。各検疫所で作成している危機管理マニュアルにしたがって、指揮命令系統及び役割分担を事前に確認の上、危機管理時に備え、本ガイドラインにおける検疫対応を念頭に置いた定期的な合同訓練等の実施により、外部から交代で業務支援者が来た場合においても、円滑な対応が実施できるよう、その体制づくりについても、各検疫所間で、事前に協議を行い、想定される役割に応じた対応について、準備しておく必要がある。

#### \* \* 濃厚接触者

入国時、新型インフルエンザの感染を疑う者に同行した家族及び友人、渡航中行動をとともにした集団・添乗員、搭乗(航行)中に世話をした乗務員(乗組員)、機内船内において一定距離内(機内の気流、空調、感染した者の動きなどを勘案して適宜判断)に着座していた者等をいう。

### 3 検疫措置

#### (1) 新型インフルエンザを疑う者に対する措置

高熱と咳を伴う入国者について、新型インフルエンザを疑う場合には、機内で検査材料採取を行い、検疫所にてPCRによる検査を実施する(迅速診断キットが開発され次第、スクリーニング検査に導入予定)。

○ PCR法による遺伝子の検出については、検疫所で実施することが原則であるが、検査機器の設備を有しておらず、かつ、検査実施検疫所までの検体搬送が不適当な位置に所在する検疫所(支所及び出張所)については、採取した検体について、最寄りの地方衛生研究所に依頼するなどにより実施できる体制を整える(PCR法による遺伝子の検出を地方衛生研究所に依頼する

にあたっては、事前に当該都道府県と協議し、体制を整えておくこと。。

検査材料の採取後、当該者に対し、抗インフルエンザウイルス薬による治療投与を行うとともに、感染症指定医療機関へ搬送する。

PCR検査の結果、H5陽性の場合には、検体を国立感染症研究所へ送付し、確定検査を依頼する。また、検査結果が陰性の場合においては、当該者について停留措置の解除を行うが、潜伏期間内は健康監視を実施する。

(2) 停留及び隔離(医療機関への入院等)

検疫所長は、新型インフルエンザ疑い患者と判断した場合には、法第16条の規定に基づく停留を指示し、感染症指定医療機関に搬送し、委託停留を実施する。緊急その他やむをえない理由があるときは、感染症指定医療機関以外の陰圧病床を有する病院又は診療所であって、検疫所長が適当と認めるものにその入院を委託して行うことを原則とする。この際の停留期間は新型インフルエンザ発生地域を発航してから潜伏期間内とする。また、PCR等の検査を実施し、検査の結果、新型インフルエンザと確定した場合には、法第15条の規定に基づく委託隔離を実施する。

事前に委託医療機関との間で、連絡体制、搬送方法等を定めておくことが重要である。

(3) 濃厚接触者への対応

新型インフルエンザ疑い患者に濃厚に接触したと考えられる者については、濃厚接触者がいる場合には、新型インフルエンザ疑い患者のスクリーニング検査の結果が判明するまでの間、航空機内・船舶内若しくは空港・港湾施設内等、適切な場所(現在対応を検討中)にて待機させる。その間、濃厚接触者に対し、検疫官(医師)は、質問票を基に問診及び診察を行う。

新型インフルエンザ疑い患者のPCR検査の結果、陽性が確認された場合には、医療機関(満床の場合は、自治体の協力を得て確保した入院代替施設等)において潜伏期間内の停留を指示する。

この間、当該濃厚接触者の中から、新型インフルエンザを疑う者が発生した場合には、PCR検査を実施し、必要に応じ感染症指定医療機関への搬送を実施する。

また、新型インフルエンザ疑い患者のPCR検査の結果、陰性が確認された場合には、一時待機を解除するものとし、マスクを配付の上、潜伏期間内について健康監視(①帰宅までの検疫所で配付されたマスクの着用を指示 ②一定期間の外出の自粛(禁止は要検討) ③体温、身体に異状をきたした場合の報告等にて対応するものとする。

健康監視で対応する場合には、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長及び区長とする。以下同じ)に、健康監視下にある旨を事前に通報し、状況に応じ自治体において健康状態の経過を観察する

等の必要な協力を得ることとし、発症時における対応の迅速性を確保するものとする。

(4) 有症者が発生した船舶及び航空機に同乗していた者(濃厚接触者以外)への対応

機側及び船内等において、質問票等の回収及びサーモグラフィー等により健康状態を監視し、異状が確認された場合には医師による診察等を実施する。さらに、調査票(別紙2。別紙1と両面刷り)により氏名、連絡先等の確認を行い、マスクを配付の上、健康状態報告指示書(別紙3)に基づき、健康監視(①帰宅までの検疫所で配付されたマスクの着用を指示 ②一定期間の外出の自粛(禁止は要検討) ③朝夕の体温報告、身体に異状をきたした場合の報告等にて対応するものとする。

上記健康監視の指示をした者については、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長及び区長とする。以下同じ)に、健康監視下にある旨を事前に通報し、さらには、健康状態の経過を観察する等の必要な協力を得ることとし、発症時における対応の迅速性を確保するものとする。

ただし、③朝夕の体温報告については、当該新型インフルエンザを疑う者のPCR検査結果が陽性の場合に限ることとし、当該新型インフルエンザを疑う者のPCR検査結果が陰性の場合には、体温、身体に異状をきたした場合にのみ報告を受けるものとする。

新型インフルエンザを疑う者のPCR等検査結果については、検査結果が判明次第、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長及び区長とする。以下同じ)に、通報することとする。

(5) 有症者の発生がなく、発生地域から入国する船舶及び航空機の乗客への対応

法第18条第2項の規定に基づき、調査票により氏名、連絡先等の確認を行い、マスクを配付の上、健康状態報告指示書に基づき、健康監視(①帰宅までの検疫所で配付されたマスクの着用を指示 ②一定期間の外出の自粛(禁止は要検討) ③体温、身体に異状をきたした場合の報告等にて対応するものとする。

検疫所において健康監視を実施している当該者から、帰宅後、健康状態に異状を呈した旨の報告があった場合には、原則、法第18条第3項の規定に基づく通知書(別紙4)により、当該者の健康状態、当該者に対して指示した事項、並びに当該者から報告を求めた事項について居所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に速やかに通知するとともに、検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告する。

(6) その他

新型インフルエンザ発生国からの入国者と非発生国からの入国者の動線の分離については、感染の拡大防止の観点から、例えば、対応空港検疫所等においては、新型インフルエンザ発生国からの来航機については、専用到着口を設定する等の対応を検討す

る必要がある。

#### 4 仮検査済証の交付

新型インフルエンザの発生地域を発航してから潜伏期間内に来航する航空機又はインフルエンザ発生地域を出港若しくは発生地域に寄港してから潜伏期間内に我が国に来航する船舶については、検査の結果、新型インフルエンザウイルスの国内への侵入のおそれがほとんどないと判断した場合に、潜伏期間を超えない範囲で、一定期間を定め、仮検査済証を交付する。

船舶においては、潜伏期間内の我が国での寄港地リストの提出を求め、その間、健康状態に異常を呈した場合は検査を実施した検査所に速やかに報告するよう指示する。報告を受けた検査所は、現在寄港している港の最寄りの検査所及び所在地を管轄する都道府県知事に速やかに通知するとともに、検査所業務管理室を通じて結核感染症課に報告する。

#### 5 情報の収集及び提供等

適切な検査対応を実施する上で、WHO等の国際機関、各国政府機関、又は、在外公館(大使館・総領事館等)を通じ、患者の発生地域等、迅速かつ正確な情報収集に努めることは極めて重要である。検査所業務管理室を通じ、これらの情報を入手した場合には、それらの情報に基づき、迅速かつ確かな検査対応を図るよう努める。

また、新型インフルエンザ対策としての適切な検査対応を実施する上で、国民一人一人の自覚と積極的な協力が必要不可欠であることから、検査所は、検査法第27条の2第1項の規定に基づき、出国者及び入国者に対し、新型インフルエンザの海外における発生の状況及びその予防方法に関する情報等について、各検査所のホームページへの掲載、各空港や港湾の検査窓口及び出国ロビーにおけるポスターの掲示、パンフレットの配付、職員による注意の呼びかけ等、あらゆる広報手段を講じ、積極的に情報提供を行うこと。

なお、新型インフルエンザ疑い患者若しくは確定患者等に関する報道機関等への対外的な対応は原則として厚生労働本省で行い、検査所における対応が必要な場合には、検査所業務管理室と協議の上、対応するものとする。

#### 6 関係機関等との連携

検査所は、検査の実施に際し、新型インフルエンザの国内への感染拡大を防止するため、本ガイドラインに基づき、関係機関、都道府県等との情報の共有、連携強化を図り、対応に当たる。例えば、航空会社、船舶事業者等を通じ、検査強化に伴う国内での対応

状況について、搭乗、乗船時にアナウンスし、理解と協力を得るよう協力を仰ぐ。

また、空港及び港湾における検査業務に係る関係事業所等については、危機管理に備え、緊急時の連絡先の把握等、迅速な対応の体制確保を事前に行う。

#### 7 検査業務に従事する検査官等の安全確保

検査所内において、最前線の検査業務に従事する検査官等に対し、平素から、業務に専念できるよう、感染予防、発症時の対応、家族への防護措置、公務災害の取扱等について、具体的に説明を実施する等の対応を行うことが必要である。

検査官は、検査業務を実施するにあたり、別添資料1「検査時におけるPPEについて」に従い、必要な防護衣をあらかじめ備えておき、その装着方法等について習熟しておく。また、検査業務に従事した後の除染のための手洗いや消毒用エタノール等による手指の消毒、うがいの励行について、周知徹底を図る。

新型インフルエンザの患者又は疑似症患者と接触歴があったことが確認された検査所職員について、感染若しくは感染の疑いが生じた場合には、感染症法に基づく措置がとられることとなるが、その職員の医療措置等の確保については、あらかじめ具体的手順を定めることとする。

なお、都道府県知事が実施する感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査の対象となることから、調査が実施された場合には協力することについて、職員へ周知を図る。

### III 検査対応

#### 1 航空機の検査について

(1) 新型インフルエンザ発生地域から来航する航空機からの検査前の通報により有症者がいることが把握できた場合、下記により対応するものとする。

##### ① 到着前の対応について

新型インフルエンザの患者発生国から来航する航空機からの検査前の通報(検査法第6条)により、有症者の発生報告を受けた場合には、到着前に航空機の長に、その患者が新型インフルエンザに感染したおそれがある者であると判断するために必要な情報について再度確認し、その結果、新型インフルエンザ発症者の定義に合致する者が搭乗していることが把握できた場合には、航空会社等に、航空機内における感染防御対策が実施されていることを把握するよう努める。

原則、機内検査を実施するが、航空会社等関係者と協議の結果、機内検査に替わる方法で検査を行うことが可能と検査所長が判断する場合には、この限りではない。

なお、当該航空機に対する検疫対応については、入国管理局、税関、航空局等、関係機関に対し情報提供を行う。

## ② 航空機到着前の指示事項

検疫所長は、航空会社を通じて、航空機の機長に次の協力を求めることとする。

- ・有症者には可能な限りマスクを着用させる等、飛散防止対策を講じること。
- ・有症者の対応を行う乗務員はできるだけ、少人数の専属とし、マスク等を着用させること。
- ・有症者と他の乗客との間隔を可能な限り空ける。有症者対応乗務員により、当該有症者を最後方座席等の、他の乗客と十分な距離が取れる場所に移動させること。
- ・有症者と他の乗客の距離がとれない場合には、当該有症者周囲の乗客に対してマスク着用等の予防措置を実施すること。
- ・化粧室については、有症者に最も近い場所を専用とし、他の乗客の使用を禁止させること。

なお、貨物専用機においては、この限りではない。

## ③ 検疫の実施

機内検疫の場合の実施手順は次のとおりである。なお、機内検疫に替わる方法で行う場合には、これに準じて実施すること。

- ア 検疫官は機内に赴き、有症者が他の乗客と離れているかどうか、周囲の乗客が適切にマスクを着用しているかどうかを確認する。また、法第 12 条の規定に基づき、全乗客・乗員に質問票及び調査票、健康状態報告指示書を配布し、記入を求める。
- イ 検疫官(医師)は、機内で、有症者に対し質問票を基に問診及び診察を行う。診察の結果、有症者が新型インフルエンザ疑い患者であると診断した場合には、その旨を検疫所長に連絡し、検疫所長は、検査材料の採取後、抗インフルエンザウイルス薬の治療投与を実施する(対応について検討)とともに、新型インフルエンザ疑い患者の停留措置(搬送、停留)の決定を行う。
- ウ 検疫官は、必要に応じ車椅子等を用いて、新型インフルエンザ疑い患者を機内から直接搬送車に誘導する。
- また、搬送準備等が整うまでの間は、各検疫所の状況に応じて、当該新型インフルエンザ疑い患者を適切な場所に待機させる。
- エ 濃厚接触者がいる場合には、新型インフルエンザ疑い患者のスクリーニング検査の結果が判明するまでの間、航空機内若しくは空港湾施設内等、適切な場所(現在対応を検討中)にて待機させる。その間、濃厚接触者に対し、検疫官(医師)は、質問票を基に問診及び診察を行う。
- 新型インフルエンザ疑い患者のPCR検査の結果、陽性が確認された場合には、

必要に応じ、医療機関(満床の場合は、自治体の協力を得て確保した入院代替施設等)において潜伏期間内の停留を指示する。

この間、当該濃厚接触者の中から、新型インフルエンザを疑う者が発生した場合には、PCR検査を実施し、感染症指定医療機関への搬送を実施する。

また、新型インフルエンザ疑い患者のPCR検査の結果、陰性が確認された場合には、一時待機を解除するものとし、連絡先等の確認を行い、健康状態報告指示書に基づき、マスクを配付の上、潜伏期間内について健康監視(①帰宅までの検疫所で配付されたマスクの着用を指示 ②一定期間の外出の自粛(禁止は要検討) ③体温、身体に異状をきたした場合は報告等にて対応するものとする。

健康監視で対応する場合には、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長及び区長とする。以下同じ)に、健康監視下にある旨を事前に通報し、状況に応じ自治体において健康状態の経過を観察する等の必要な協力を得ることとし、発症時における対応の迅速性を確保するものとする。

ただし、③朝夕の体温報告については、当該新型インフルエンザを疑う者のPCR検査結果が陽性の場合に限ることとし、当該新型インフルエンザを疑う者のPCR検査結果が陰性の場合には、体温、身体に異状をきたした場合にのみ報告を受けるものとする。

新型インフルエンザを疑う者のPCR等検査結果については、検査結果が判明次第、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長及び区長とする。以下同じ)に、通報することとする。

- オ 検疫官は、新型インフルエンザ疑い患者及び濃厚接触者の誘導後、同乗者について機内にて、質問票等の回収及びサーモグラフィー等により健康状態を監視し、異状が確認された場合には医師による診察等を実施する。さらに、調査票(別紙 2、別紙 1 と両面刷り)により氏名、連絡先等の確認を行い、マスクを配付の上、健康状態報告指示書(別紙 3)に基づき、健康監視(①帰宅までの検疫所で配付されたマスクの着用を指示 ②一定期間の外出の自粛(禁止は要検討) ③朝夕の体温報告、身体に異状をきたした場合は報告等にて対応するものとする。

上記、健康監視の指示をした者については、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長及び区長とする。以下同じ)に、健康監視下にある旨を事前に通報し、さらには、健康状態の経過を観察する等の必要な協力を得ることとし、発症時における対応の迅速性を確保するものとする。

ただし、③朝夕の体温報告については、当該新型インフルエンザを疑う者のPCR

検査結果が陽性の場合に限ることとし、当該新型コロナウイルスを疑う者のPCR検査結果が陰性の場合には、体温、身体に異状をきたした場合にのみ報告を受けるものとする。

新型コロナウイルスを疑う者のPCR等検査結果については、検査結果が判明次第、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長及び区長とする。以下同じ)に、通報することとする。

カ 検疫官は、実施した措置について、検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告する。

キ 機内及び機側検疫を実施している間は、航空機内のエアークンディショニングは継続するよう要請し、その間、エアークンの流出口に整備担当者等が近づかないよう機長及び航空会社に指示を行う。

#### ④ 新型コロナウイルス疑い患者等に係る措置

##### ア 搬送前の基本事項

(ア) 感染症指定医療機関(緊急その他やむをえない理由があるときは、感染症指定医療機関以外の陰圧病床を有する病院又は診療所であって、検疫所長が適当と認めるもの)には、到着時に適切な感染管理が行われるように、新型コロナウイルス疑い患者の情報、予想到着時間等を必ず事前に連絡する。

(イ) 入国管理局、税関等の関係機関及び自治体(空港の所在する保健所と医療機関の所在する保健所)にあらかじめ連絡する。

(ウ) 搬送経路は、安全で確実に通行できる経路が望ましい。

##### イ 停留措置

(ア) 法第 16 条の規定に基づく停留措置を行うに当たっては、医師から本人にその旨を伝えた上で搬送を行う。

(イ) 搬送にあたって、新型コロナウイルス疑い患者に接触する検疫官等は、別添資料 1「検疫時における PPE について」に従い、必要な防護対策を行う。

(ウ) また、アイソレーションテント等を使用することで、運転席と後部(ケアコンパートメント)の間を仕切り、拡散を防止することが可能となる。

##### ウ 消毒

検疫官は、法第 14 条の規定に基づき、次の消毒措置を実施する。

なお、消毒を実施する検疫官等は、別添資料 1「検疫時における PPE について」に従い、必要な防護対策を行う。

(ア) 新型コロナウイルス疑い患者の手荷物

(イ) 新型コロナウイルス疑い患者の座席周辺のシート、接触したトイレ、利用した食器等。

##### エ 濃厚接触者等の搬送

感染した疑いが相対的に高いと診断された当該者については、搬送車により検疫官が医療機関(満床の場合は、自治体の協力を得て確保した入院代替施設等)に搬送することとする。

搬送時には、当該者についてもマスクの着用を要請するとともに、検疫官についても、万一の感染防止の観点から、別添資料 1「検疫時における PPE について」に従い、必要な防護対策を行う。

##### オ 健康監視対象者からの報告に対する対応

検疫所において健康監視を実施している当該者から、帰宅後、健康状態に異常を来した報告があった場合には、原則、法第 18 条第 3 項の規定に基づく通知書により、当該者の健康状態、当該者に対して指示した事項、並びに当該者から報告を求めた事項について居所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に速やかに通知するとともに、検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告する。

ただし、あらかじめ、健康状態の経過観察等について、自治体の協力が得られている者を除く。

##### (2) 検疫前の通報により有症者がいないとの報告があった場合

検疫官は、新型コロナウイルス発生地域から来航する航空機の機長から、法第 11 条第 2 項の規定に基づく書類の提出及び呈示を求め、機内に有症者がいないことを書面(申告書等)で確認する。

##### ① 質問票及び体温測定

検疫官は、機側にて新型コロナウイルス発生地域から来航する全乗客・乗員から質問票を回収し、健康状態や入国前の新型コロナウイルスへの曝露状況について確認するとともに、サーモグラフィーや放射体温計等により体温測定を実施し、発熱者の発見に努める。

また、法第 18 条第 2 項の規定に基づき、調査票により氏名、連絡先等の確認を行い、マスクを配付の上、健康状態報告指示書に基づき、健康監視①帰宅までの検疫所で配付されたマスクの着用を指示 ②一定期間の外出の自粛(禁止は要検討) ③体温、身体に異状をきたした場合の報告等にて対応するものとする。

帰宅後、健康状態に異常を呈した旨の報告があった場合には、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告するとともに、法第 18 条第 3 項の規定に基づく通知書(別紙 4)により、当該者の健康状態、当該者に対して指示した事項、並びに当該者から報告を求めた事項について居所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に速やかに通

知すること。

## ② 有症者等への対応

質問票等から、有症者が確認できた場合には、ただちに医師による問診、診察等を行なう。この結果、医師が新型インフルエンザ疑い患者と診断した場合には、Ⅲ-1-(1)-③以降に従って措置を行う。

## (3) その他

出国エリア(乗り継ぎ)の乗客に対しては、可能な限り発生地を經由した、あるいは発生地に滞在していた者に対し申告を呼びかける。また、出国エリアにおける地上勤務職員等の協力を得て、患者の把握に努めることとし、有症者が、治療等のため入国を希望する場合には通常検疫により発見された場合と同様、Ⅲ-1-(1)-③以降の手続きに従い取り扱う。

## 2 船舶の検疫について

### (1) 検疫前の通報により新型インフルエンザ発生地域から潜伏期間内に来航し、かつ有症者が乗船していることが確認された場合

到着前に船舶の長に、その有症者が新型インフルエンザに感染したおそれがある者であると判断するために必要な情報について再度確認を求め、その結果、新型インフルエンザの感染を疑う者が乗船していることが把握できた場合には、検疫港以外の港へ入港するための事前の許可を受けている場合であっても、検疫所長は、法第14条第2項の規定に基づき、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施すること。

また、検疫所長は、船舶代理店等を通じ当該船舶に対し、検疫法第8条3項の規定により、臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を指示するとともに、適切な予防対策が講じられていることを確認する。

着岸検疫は、当日の天候等の理由や患者の搬送が難しい場合に実施することとし、事前に港湾管理者、海上保安部署等と協議し、対応する埠頭、場所等を決定しておく。

#### ① 船舶到着前の指示事項

新型インフルエンザの発生地域から潜伏期間内に来航する船舶内で、乗客または乗組員に、有症者がいるとの通報があった場合には、検疫官は、船舶代理店を通じて、当該船舶に対し、臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を連絡するとともに、次の事項を指示する。

ア 有症者は個室で、隔離を実施すること。なお、個室がない場合には、可能な限りマスクを着用させる等、飛散防止対策を講じること。

イ 有症者と接触する者は限定し、感染防止対策(マスク、手袋、手洗い、うがい等)を

実施すること。

ウ 有症者について朝夕の体温と症状、使用した薬剤の記録及び報告を行うこと。

エ 有症者の使用するトイレを限定し、適宜消毒を実施すること。消毒には消毒用アルコール又は次亜塩素酸ナトリウム液等、適切なものを用いること。

オ 船舶代理店を通じて本船に質問票(別紙1)をFAXまたは電子メールにより送付し、検疫前に全乗客、全乗組員が質問票に記入すること。

カ その他の同乗者は、手洗い、うがいの励行とマスクを着用する。

キ 状況に応じて、エアコンディショナーの停止を指示する。

#### ② 関係機関、水先人等への情報提供等

ア 検疫官は、海上保安部署及び水先人(ハーバーパイロット、ベイパイロット)等、入国を目的としているが、沖合を航行し検疫を受けていない船舶に乗船する関係機関に対して、新型インフルエンザの発生・流行地域、流行状況、伝播様式、症状、予防方法等の詳細な情報について随時提供を行うとともに、以下の指示を行う。

・ 乗船時に、マスクや手袋の着用を指導する。

・ 検疫官と同時に乗船する場合には、法第5条の規定に基づき、検疫が終了するまで水先人等を下船させない。さらに、下船時には検疫官が除染を行う。

#### ③ 臨船検疫等の実施

ア 検疫官は、海上保安部署、港湾管理者等に対して、新型インフルエンザ疑い患者が乗船している可能性があるため、臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を連絡する。さらに、有症者の重篤度に応じて必要な機材を準備する。

イ 検疫官は、船舶の長及び衛生管理者等から、有症者、濃厚接触者及び同乗者(乗客、乗組員)の状況説明を受けるとともに、調査票(別紙2)及び健康状態報告指示書(別紙3)を配付し、記入させる。

ウ 検疫官(医師)は、当該船舶の個室において、有症者に対し質問票を基に問診及び診察を行う。診察の結果、有症者が新型インフルエンザ疑い患者であると診断した場合には、その旨を検疫所長に連絡し、検疫所長は、検査材料の採取後、抗インフルエンザウイルス薬の治療投与を実施する(対応について検討)とともに、新型インフルエンザ疑い患者の停留措置(搬送、停留)の決定を行い、検疫官に対して、医療機関への搬送準備を指示する。

エ 濃厚接触者がいる場合には、新型インフルエンザ疑い患者のスクリーニング検査の結果が判明するまでの間、船舶内内若しくは港湾湾施設内等、適切な場所(現在対応を検討中)にて待機させる。その間、濃厚接触者に対し、検疫官(医師)は、質問票を基に問診及び診察を行う。

新型インフルエンザ疑い患者のPCR検査の結果、陽性が確認された場合には、



必要に応じ、船舶内若しくは医療機関(満床の場合は、自治体の協力を得て確保した入院代替施設等)において潜伏期間内の停留を指示する。

この間、当該濃厚接触者の中から、新型コロナウイルスを疑う者が発生した場合には、PCR検査を実施し、感染症指定医療機関への搬送を実施する。

また、新型コロナウイルス疑い患者のPCR検査の結果、陰性が確認された場合には、一時待機を解除するものとし、マスクを配付の上、潜伏期間内について健康監視(①帰宅までの検疫所で配付されたマスクの着用を指示 ②一定期間の外出の自粛(禁止は要検討) ③体温、身体に異状をきたした場合の報告等)にて対応するものとする。

健康監視で対応する場合には、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長及び区長とする。以下同じ)に、健康監視下にある旨を事前に通報し、状況に応じ自治体において健康状態の経過を観察する等の必要な協力を得ることとし、発症時における対応の迅速性を確保するものとする。

ただし、③朝夕の体温報告については、当該新型コロナウイルスを疑う者のPCR検査結果が陽性の場合に限ることとし、当該新型コロナウイルスを疑う者のPCR検査結果が陰性の場合には、体温、身体に異状をきたした場合にのみ報告を受けるものとする。

新型コロナウイルスを疑う者のPCR等検査結果については、検査結果が判明次第、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長及び区長とする。以下同じ)に、通報することとする。

オ 検疫官は、新型コロナウイルス疑い患者及び濃厚接触者の下船後、同乗者について船内にて、質問票等の回収及びサーモグラフィー等により健康状態を監視し、異状が確認された場合には医師による診察等を実施する。さらに、調査票(別紙 2。別紙 1 と両面刷り)により氏名、連絡先等の確認を行い、マスクを配付の上、健康状態報告指示書(別紙 3)に基づき、健康監視(①帰宅までの検疫所で配付されたマスクの着用を指示 ②一定期間の外出の自粛(禁止は要検討) ③朝夕の体温報告、身体に異状をきたした場合の報告等)にて対応するものとする。

上記、健康監視の指示をした者については、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長及び区長とする。以下同じ)に、健康監視下にある旨を事前に通報し、さらには、健康状態の経過を観察する等の必要な協力を得ることとし、発症時における対応の迅速性を確保するものとする。

ただし、③朝夕の体温報告については、当該新型コロナウイルスを疑う者のPCR

検査結果が陽性の場合に限ることとし、当該新型コロナウイルスを疑う者のPCR検査結果が陰性の場合には、体温、身体に異状をきたした場合にのみ報告を受けるものとする。

新型コロナウイルスを疑う者のPCR等検査結果については、検査結果が判明次第、当該者の居住(所在)地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長及び区長とする。以下同じ)に、通報することとする。

カ 検疫官は、実施した措置について、検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告するとともに、海上保安部署、港湾管理者等、関係各機関へ情報提供する。

#### ④ 新型コロナウイルス疑い患者の停留措置

##### ア 搬送前の基本的事項

(ア) 感染症指定医療機関(緊急その他やむをえない理由があるときは、感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であって、検疫所長が適当と認めるもの)には、到着時に適切な感染管理が行われるように、新型コロナウイルス疑い患者の情報、予想到着時間等を必ず事前に連絡する。

(イ) 入国管理局、税関等の関係機関及び自治体(港の所在する保健所と医療機関の所在する保健所)にあらかじめ連絡する。

(ウ) 搬送経路は、安全で確実に通行できる経路を選ぶ。

##### イ 停留措置

(ア) 法第 16 条の規定に基づく停留措置を行うに当たっては、医師から本人にその旨を伝えた上で搬送を行う。

(イ) 搬送にあたって、新型コロナウイルス疑い患者に接触する検疫官等は、別添資料 1「検疫時における PPE について」に従い、必要な防護対策を行う。

(ウ) また、アイソレーションテント等を使用することで、運転席と後部(ケアコンパートメント)の間を仕切り、拡散を防止することが可能となる。

##### ウ 消毒

検疫官は、法第 14 条の規定に基づき、次の消毒措置を実施する。

なお、消毒を実施する検疫官等は、別添資料 1「検疫時における PPE について」に従い、必要な防護対策を行う。

(ア) 新型コロナウイルス疑い患者の手荷物

(イ) 新型コロナウイルス疑い患者の居室、使用した洗面所、トイレ等

##### エ 濃厚接触者等の搬送

感染した危険性が高いと診断された当該者については、搬送車等により検疫官が医療機関(満床の場合は、自治体の協力を得て確保した入院代替施設等)に搬送することとする。

搬送時には、当該者についてもマスクの着用を要請するとともに、検疫官についても、万一の感染防止の観点から、別添資料1「検疫時におけるPPEについて」に従い、必要な防護対策を行う。

#### オ 健康監視対象者からの報告に対する対応

検疫所において健康監視を実施している当該者から、帰宅後、健康状態に異状を呈した旨の報告があった場合には、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告するとともに、法第18条第3項の規定に基づく通知書(別紙4)により、当該者の健康状態、当該者に対して指示した事項、並びに当該者から報告を求めた事項について居所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に速やかに通知すること。

ただし、あらかじめ健康状態の経過観察等を自治体の協力が得られている者を除く。

#### (2) 検疫前の通報により新型インフルエンザ発生地域から潜伏期間内に来航し、かつ有症者が乗船していないとの報告があった場合

客船(貨客船も含む)については、検疫港(状況に応じて入港場所を指定)において、臨船検疫又は着岸検疫を実施する。

貨物船については、新型インフルエンザの侵入防止に万全を期すために、船舶代理店等を通じ、船舶の長に、有症者と判断するために必要な情報について改めて確認を求め、該当者がいない旨、確認がとれた場合において、あらかじめ検疫港以外の港へ入港するための事前の許可を受けている場合であっても、法第14条第2項の規定に基づき、検疫港への入港に限り無線検疫により対応することとする。

また、乗組員等の潜伏期間内の上陸は、関係各機関等との連携の基に禁止するものとする。

#### ① 乗員・乗客の検疫

検疫官は、船内にて新型インフルエンザ発生地域から来航する全乗客・乗員から質問票を回収し、健康状態や入国前の新型インフルエンザへの曝露状況について確認するとともに、サーモグラフィーや放射体温計等により体温測定を実施し、発熱者の発見に努める。

また、法第18条第2項の規定に基づき、調査票により氏名、連絡先等の確認を行い、マスクを配付し、健康状態報告指示書に基づき、健康監視①帰宅までの検疫所で配付されたマスクの着用を指示 ②一定期間の外出の自粛(禁止は要検討) ③体温、身体に異状をきたした場合の報告等にて対応するものとする。

帰宅後、健康状態に異状を呈した旨の報告があった場合には、直ちに検疫所業務

管理室を通じて結核感染症課に報告するとともに、法第18条第3項の規定に基づく通知書(別紙4)により、当該者の健康状態、当該者に対して指示した事項、並びに当該者から報告を求めた事項について居所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に速やかに通知すること。

#### ② 有症者等への対応

①の質問票等から、有症者がいた場合には、直ちに医師による問診、診察等を行う。この結果、医師が新型インフルエンザ疑い患者と診断した場合には、Ⅲ-2-(1)-

③以降に従って措置を行う。

#### (3) 新型インフルエンザの発生地域を発航し、潜伏期間を過ぎた後に来航する場合

客船(貨客船も含む)については、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施すること。貨物船については、新型インフルエンザの侵入防止に万全を期すために、船舶代理店等を通じ、船舶の長に、有症者と判断するために必要な情報について改めて確認を求め、該当者がいない旨、確認がとれた場合において、無線検疫により対応することとする。

#### ① 質問票及び健康管理カード

客船については、全乗客・乗員に質問票を配付し、船内で記入を求め、質問票を回収し、健康状態や入国前の新型インフルエンザへの曝露状況について確認するとともに、サーモグラフィーや放射体温計等により体温測定を実施し、発熱者の発見に努める。

マスク及び健康管理カード(別紙5)を配布し、健康上の注意点、発症後の対応等についての助言を行う。

## IV その他

### 1 密入国者及び難民等に対する対応

検疫を実施するにあたっては、海上保安庁等の協力を得て、検疫職員の安全を確保した上で実施すること。感染症又は感染を疑う患者が確認された場合には、Ⅲ-2-(1)-

④により、隔離、停留等、必要な措置を行う。

なお、国内において当該者が発見された場合には、「不法入国者臨時衛生措置要領」に従い、関係機関と連携し対応すること。

### 2 関係機関への協力要請

#### (1) 警察への協力要請

検疫業務を実施するにあたり、検疫所職員が、帰国者から暴行等、職務の遂行に支障をきたす行為を受けた場合、又は、職務の遂行が困難であると予想された場合において、必要に応じ警察官の派出を求める等、円滑な業務の確保に向け、連携を強化する。

### (2) 海上保安庁への協力要請

海上保安庁に対し、巡視船等による新型インフルエンザ感染者及び感染した疑いのある者について、検疫所等から搬送を要請した場合には、当該職員に対し、感染防止対策、搬送後の消毒、職員の健康管理等について助言を行うとともに、必要に応じ、機材等の提供を行なうこととする。

### 3 関係機関への協力要請

地方自治体、感染症指定医療機関等における検疫業務への積極的な協力が不可欠なことから、本省から予め連携・協力を事前に要請することとする。

### 4 消毒薬

消毒に用いる薬品は、消毒用アルコール又は次亜塩素酸ナトリウム製剤(濃度100ppm以上)等とする。アルコールを使用する場合はその濃度を保持するために、使用時以外はアルコール収納容器を常に密封しておく。

消毒法は、消毒薬を十分に浸した布又はペーパータオル等で当該箇所を満遍なく拭き取る。消毒薬を噴霧する場合は、消毒薬で濡れていない箇所がないくらい十分に噴霧を行い、その上で当該箇所を布等で拭き取る。また、アルコールは引火性、次亜塩素酸ナトリウム製剤は、腐食性があるので注意する。

なお噴霧により、病原体を拡散させる恐れもあるので注意する。

### 5 国内発生事例の分析

国内における新型インフルエンザ発症例について、積極的疫学調査等の結果を国において集約し、検疫対応の効果を検証し、必要に応じ、検疫対応を見直すものとする。

別紙1

厚生労働省・検疫所

## 健康状態質問票

氏名 \_\_\_\_\_  
性別 男 女 年齢 \_\_\_\_\_ パスポート番号 \_\_\_\_\_  
職業 \_\_\_\_\_  
到着月日 \_\_\_\_\_, 便名 \_\_\_\_\_, 座席番号 \_\_\_\_\_  
渡航された国名(滞在地域及び渡航地域名)(過去4日)

日本及び本国での住所、連絡先

日本:

電話番号: - -

本国:

電話番号: - -

○あなたの健康状態について、記入してください

発熱(℃) ..... あり なし  
激しい咳・呼吸困難等 ..... あり なし  
解熱剤等薬剤の使用の有無 ..... あり なし

○新型インフルエンザの疑いのある人との到着前 日以内の接触状況について、記入してください

① 新型インフルエンザの流行地域へ滞在・立ち寄りしましたか。  
..... あり なし  
② 新型インフルエンザ疑いで入院した患者を見舞うなど、接触がありましたか。 ..... あり なし

上記のとおり申告いたします。 年 月 日

署名 \_\_\_\_\_

この質問票は検疫法第12条に基づく検疫手続を簡略化するためのものですから、正確に記入して下さい。

質問に答えなかった方又は虚偽の申告をした方は、検疫法第36条第3号の規定により懲役又は罰金に処されることがあります。

## 調査票

太枠内を記入して下さい。

氏名:	
年齢:	性別: <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 国籍:
職業:	
渡航地域、新型インフルエンザ患者と接触又は接触した可能性がある場所: (具体的に)	
(国・地域名)	
日本国内における連絡先 (旅行の場合は下段に日程等を記入): (住所)	
(電話番号)	
	滞任期間 連絡先
旅行日	※ 月 日 宿泊先: ~ 月 日 住所: 電話番号:
	※ 月 日 宿泊先: ~ 月 日 住所: 電話番号:
日程等	日本出国予定日: 年 月 日 空港: 便名: ツアーの場合旅行代理店名等を記入し、日程表がある場合はその写しを添付して下さい 代理店名等: 代理店住所: 電話番号: 担当者名:

※ 本日から 日間以内の連絡先を記入してください。

この質問は、検疫法第18条第2項に規定するものですから、正確に記入して下さい。なお、検疫所に報告いただいた情報については、個人情報の保護のため厳重に管理します。

また、質問に答えなかった方又は虚偽の申告をした方は、検疫法第36条第7号の規定により懲役又は罰金に処されることがあります。

### 検疫所記入欄

健康診断の状況	
・発熱《有・無》 (健康診断時の体温 ℃)	
・激しい咳、呼吸困難等の呼吸器症状《有・無》	
診察年月日: 年 月 日	担当医名:
検疫所名:	整理番号:

## 日本に入国された方へ

### (健康状態報告指示書)

○本日から以下に定める期間中は、次の項目に従ってください。

・下記の期間中は、毎日2回(朝、夕)体温測定を行い、下記連絡先へ報告下さい。

・期間中、発熱又は激しい咳、呼吸困難などの呼吸器症状があらわれた場合は直ちに、

①あなたの名前、整理番号を確認の上、下記連絡先(検疫所)へ現在の状況をお伝えの上で、検疫所担当官の指示に従ってください。

②最寄りの保健所又は医療機関へ連絡し、受診先や受診方法を相談の上、医療機関を速やかに受診してください。

・この期間の最終日より前に出国される場合には、出国時に下記の連絡先へ電話し、出国される旨を連絡してください。

○あなたの整理番号 \_\_\_\_\_

○検疫所への報告が必要な期間: 月 日まで。

連絡先	
住所	
電話	
	朝の報告 ( 時~ 時)
	夕の報告 ( 時~ 時)
発熱等の症状が出た際の、緊急連絡先 (上記時間帯以外)	

注1) この報告は、検疫法第18条第2項に規定するものですから、正確に報告して下さい。報告しなかった方又は虚偽の報告をした方は、検疫法第36条第7号の規定により懲役又は罰金に処されることがあります。

## 通 知 書

年 月 日 時 分

殿

(都道府県知事)

検疫所長

検疫法第18条第3項の規定に基づき、次のとおり通知します。

氏名:	
年齢:	性別: 国籍:
職業:	
新型コロナウイルス患者と接触又は接触した可能性がある場所及び国・地域名: (場所) (国・地域名)	
日本国内における連絡先(旅行の場合は下段に日程等を記入): (住所) (電話番号)	
	滞 在 期 間
旅 行 日 程 等	月 日 宿 泊 先: ~ 月 日 住 所: 電 話 番 号:
	月 日 宿 泊 先: ~ 月 日 住 所: 電 話 番 号:
日本出国予定日: 年 月 日 空港: 便名:	
その他(ツアーの場合旅行代理店名等を記入)	

入国時の健康状況: (入国年月日 年 月 日)

- ・体温 ℃
- ・激しい咳、呼吸困難等の呼吸器症状《有・無》
- ・その他

入国後の健康状況:

- ・体温
- ・その他

当該者に指示した事項、感染症のまん延防止・医療に必要な事項等:

## 新型コロナウイルスの発生地域に 滞在された入国者の方へ

1. 新型コロナウイルスの潜伏期間は政令日といわれています。その期間内は、念のため、以下のような対応をしてください。

(1) 入国後政令日間は朝夕の体温測定を実施し、ご自身の健康状態を確認してください。

(2) 帰宅後外出する際には、万一に備え、拡散防止のため、配布したマスクを着用するようご協力下さい。

(3) 下記の症状が一つでも発現したら、新型コロナウイルス発生地域からの帰国であることをあらかじめ保健所に告げてから、受診先等を相談し、医師の診察を受けてください。

- ・発熱
- ・激しい咳、呼吸困難などの呼吸器症状

2. 家族等にも上記症状が発現したら、最寄りの保健所又は医療機関に電話で連絡し、その指示に従って下さい。その際、あなたが発生地域から帰国した旨を申し添え下さい。

必要に応じて、本紙を医療機関にお持ち下さい。

厚生労働省・検疫所